

始良市農業委員会総会議事録(11月)

1. 開催日時 平成26年11月20日(木) 午後2時00分から午後4時45分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(26人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内飩 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

6番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名(17番 井之上委員、18番 瀬尾委員)
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について
6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第 7 号 農地の利用目的変更願について
10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
11. 議案第 9 号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政畜産係長

始良農林耕地係長

		(大会議室に全員着席)
	事務局	姿勢を正してください。
		一同礼。
		[1、総会の通告]
議 長		只今から、平成 26 年度第 8 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 26 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。 なお、6 番委員より欠席届が出ております。
		————— 会務報告 —————
議 長		それでは、事務局より会務報告をお願いします。
	事務局	事務局より会務報告
議 長		議事日程に入ります。 それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
	委 員	「異議なし」
議 長		それでは、17 番委員、18 番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の 制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配 偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっております ので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし ます。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出てい ただき退席等よろしくお願いいたします。
		————— 議案第 1 号 —————
議 長		それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決

	定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は11月30日を予定しております。 また、契約の始期は、12月1日を予定しております。契約年数は、5年が1件、10年が8件、合計の9件です。面積につきましては、田の17,506㎡です。内容については、総会資料1ページから3ページにありますのでご覧になってください。 以上、第1号議案の説明といたします。
議長	それでは、1番から9番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	[質問、意見なし]
議長	それではお諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から9番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第1号1番から9番については原案のとおり決定いたしました。
	議案第2号
議長	次に、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	説明に入る前に議案の訂正をお願いします。7番の受け人の名前の文字を己から巳に訂正をお願いします。 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、4ページからとなります。今月申請は、7件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1から7ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。なお、総会資料5ページ5番が3番委員の関連する議案となっております。 これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、「議事

議 長	参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。 それでは、順番にご説明いたします 1番 譲受人、三拾町在住の〇〇さん。譲渡人が東京都武蔵野市在住〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、三拾町字吉野町〇〇番の田で、面積が 2962 m²です。下限面積については、経営面積522m²と取得面積2,962m²の合計3,484m²となります。以上で1番の説明を終わります
事務局	ただいまの説明の1番に関連して事務局から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6番委員が欠席ですので、事務局より代理で調査報告します。11月9日に調査しました。譲渡人及び譲受人は兄弟でありまして、兄弟間の売買ということです。譲り受け人は畑の522m²を良く管理されており、今回取得する田においても、一部地域の方に委託することになりますが、管理を行うことで何ら問題はありません。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番と3番について一括して事務局の説明を求めます。 2番と3番は譲受人が同一ですので合わせて説明致します。2番譲受人、寺師在住の〇〇さん。譲渡人が寺師在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、寺師字蒲牟田〇〇番の畑、面積が589m²です。3番については、譲渡人が寺師在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字蒲牟田〇〇番の田、面積が274m²です。 以上で2番3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番と3番に関して1番委員から一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1番です。報告します。11月9日、譲渡人宅を訪問し、聞き取りを行いました。所在地は耕作放棄地になっておりますが、今後受け人が野菜作りをして管理したい、農機具も揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番について説明致します。譲受人、永瀬在住の〇〇さん。譲渡人が大阪府箕面市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。

議 長	申請地の所在は、永瀬字宮原〇〇番の田、同字〇〇番〇の田の合計面積が 1,353 m²です。下限面積につきましては、第1号議案1番・2番で承認されました5, 518m²。受け人の父・母の所有地であり、以前より受け人夫婦が耕作していた土地と取得面積1, 353m²の合計6, 871m²になります。以上で4番の説明を終わります。
事務局	ただいまの説明の4番に関して事務局から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 調査報告します。11月9日に現地調査を行っております。譲受人と譲渡人は叔父と姪の関係にあたります。贈与でありまして、農機具の方は実家にありすべて完備しており、夫婦で農地を管理されており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、議案第2号5番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 3番委員の退席をお願いします。 それでは、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	5番について説明致します。譲受人、船津在住の〇〇さん。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、船津字前田〇〇番〇の田、で面積が2,592 m²です。以上で5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の5番に関して1番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1番です。調査報告します。11月6日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。大型農家で農業に熱心な方で農機具等もすべて揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号5番について質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号5番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可

		することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 5 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長		次に、6 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	6 番について説明致します。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人が東京都国分寺市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町木田字操穴〇〇番〇、の田で面積が 336 m ² です。以上で 5 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の 6 番に関して 11 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	11 番です。調査報告します。11 月 9 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人と譲渡人は兄弟で贈与です。譲受人の経営面積の 3 反 3 畝ぐらいは水稻を作付されております。受け人は高齢ですが、耕運、田植え、刈り取りは親戚の方をお願いをし、受け人は草刈りや水の管理等を行っている。以上のことから、本申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、7 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	7 番について説明致します。譲受人、鹿児島市吉野町在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町漆字雉子段〇〇番の田で面積が 520 m ² です。機械については、姉宅に保管しており、姉も協力し農作業している状態です。 以上で 7 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の 7 番に関して 25 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	25 番です。調査報告します。11 月 1 日、譲受人宅は吉野町に住まいですが、漆に姉がおりそこを訪問し、聞き取りを行いました。機械等も倉庫に保管されており、申請地も水稻の作付けを行っております。本申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長		調査員の皆さん、ありがとうございました。

		これより、議案第 2 号 1 番から 4 番までと 6 番 7 番について一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。 はい、10 番委員どうぞ
議 長	委 員	10 番です。1 番は一部を貸して耕作してもらうということでしたが、下限面積はどうなりますか。
	事務局	事務局どうぞ
議 長	事務局	下限面積については、経営面積と取得面積で 30a を超えます、一部委託の意味は作業委託を一部するという事です。
議 長		よろしいですか。他にありませんか。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 4 番と 6 番 7 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 4 番と 6 番 7 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
		————— 議案第 3 号 —————
議 長		次に、日程第 5 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更個別見直しについてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての 1 番を説明します。申請人が始良市西餅田在住の〇〇さんで変更区分としては用途区分の変更です。土地の所在が、船津字上水流〇〇番〇、地目が畑、面積が 407 ㎡です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が農業用施設畜舎です。所有者は同一で、和牛の生産規模を拡大するため、リース事業詳しくは平成 26 年度鹿児島県地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業の補助金交付決定通知は添付されております、を活用し畜舎を建築する計画です。 少し補足説明しますが、参考資料の 2 ページをご覧ください。図面に太い枠

議 長 委 員	線で囲ってあるところの白ぬきになっているところですが、〇〇番の 2 のところ です、この部分を平成 20 年の 2 月 26 日付けで畜舎建築の 4 条の許可を受け ております。今回補助事業を利用して畜舎建築を計画されて、〇〇番 3 までに わたって 2 筆使って事業する計画になり、議案第 4 号の 1 番で事業変更申請 を行い、新たに増加した部分を、議案第 5 号の 2 番で 4 条申請を新たに追加し て転用をするものです。3 つの議案に分けて申請するものです。 ただ今の説明に関連して、23 番委員に、議案第 4 号 1 番及び議案第 5 号 2 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いし ます。 23 番です。農地区分は農用区域域内農地で農業用施設区域に変更のため 問題はありません。申請地の位置は、船津公園から東に約 600m の位置です。 被害防除については、現況は東が河川敷、西が畑、南は畑、北は畜舎で す。申請実現の確実性は、補助事業の導入のため確実である。総合意見とし まして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査 委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 委 員	これより、議案第 3 号 1 番について質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	それではお諮りいたします。議案第 3 号農業振興地域整備計画の変更個別 見直しについての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手 をお願いします。 〔全員挙手〕
議 長 事務局	全員賛成ですので、議案第 3 号農業振興地域整備計画の変更 個別見直 しについての 1 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 本件については、賛成意見として市長に答申いたします。 次に、議案第 3 号 2 番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限 により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたしま す。1 番委員の退席をお願いします。 2 番について事務局の説明を求めます。 2 番を説明します。申請人が始良市豊留在住の〇〇さんで変更区分として は用途区分の変更です。土地の所在が、豊留字宮ノ前〇〇番、地目が田、面 積が 1084 ㎡、同じく同字〇〇番、地目田、面積が 1200 ㎡の合計面積が 2284 ㎡です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が農業用施設畜舎、堆 肥舎、倉庫を建築です。補助事業との関連は昭和 46 年から 56 年県営圃場整

議 長 委 員	備事業始良地区の区域内です。所有者は同一で、理由が今回、牛の経営規模を拡大するため、申請地隣接地の現在の畜舎では面積が不足するため、県地域振興公社の平成 26 年度畜産基盤再編総合整備事業第 2 始良伊佐地区で事業採択を受けています、補助を活用し、畜舎・堆肥舎・倉庫を建築する計画です。 補足説明しますが、申請地が 200 ㎡を超えますので、農地法第 4 条の許可が必要となりますので、議案第 5 号の 3 番で申請されております。以上です。 ただ今の説明に関連して、21 番委員に、議案第 5 号 3 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 21 番です。農地区分は農用地区域内農地で農業用施設区域に変更のため問題はありません。申請地の位置は、申請人の自宅の西側の位置です。 被害防除については、現況は東が畜舎、西が田、南は道路、北は田です。申請実現の確実性は、補助事業の導入のため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 委 員	これより、議案第 3 号 2 番について質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	それではお諮りいたします。議案第 3 号農業振興地域整備計画の変更個別見直しについての 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更個別見直しについての 2 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 本件については、賛成意見として市長に答申いたします。
————— 議案第 4 号 —————	
議 長 事務局	次に、日程第 6 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について説明します。変更前の申請人が〇〇さんでございます。土地の所在が船津字上水流〇〇番、地目畑、面積 439 ㎡です。変更前の転用目的が畜舎で平成 20 年 2 月 26 日許

	可となっております、変更後につきましては、申請人が同じく〇〇さんで土地の所在が船津字上水流〇〇番〇、地目畑、面積 439 m²、同字〇〇番〇、地目畑、面積 407 m²です。計 2 筆の畑 846 m²です。転用目的が畜舎、堆肥舎で変更理由としては、和牛生産経営規模拡大のため。以上です。
議 長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 3 号 1 番で、23 番委員から報告済でありますので省略します。
議 長	これより、議案第 4 号 1 番について質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号 1 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第 5 号 —————
議 長	次に、日程第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について を議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について説明します。 申請人が始良市加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が加治木町木田字古川〇〇番〇、地目田、面積 1014 m²です。農地区分が農業振興地域外、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 3 種農地と判断されます。転用目的が太陽光発電所でパネル面積 346.50 m²の出力計 50.89kw です。申請理由が老後の生活安定資金確保のため。経産省の認定通知書の添付があります。九電の工事負担金通知書が添付されております。自己資金で対応をする。土地改良区の意見書が添付済みです。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して 22 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	22 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木中央交番から北西に約 50m の位置です。 被害防除については、現況は東が田、道路、西が道路、南は宅地、北は田です。申請実現の確実性は、資力が自己資金、面積は適当で資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次に、2 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	2 番について説明します。申請人が始良市西餅田在住の〇〇さんです。土地の所在が、船津字上水流〇〇番〇、地目が畑、面積が 407 m²です。農地区分が農用地区域内農地、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 以上です。よって農用地区域内農地と判断されます。転用目的が畜舎、1 棟で 260 m²です。申請理由が、和牛の生産規模を拡大するため、資金は農協リースため不要、土地改良区等の意見書は区域内畑のため不要、被害防除計画書が添付されております。隣接地〇〇番〇、439 m²事変同時申請中と一体利用です。農業振興地域用途変更同時申請中です。以上です。
議長	本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第 3 号 1 番で、23 番委員から報告済でありますので、省略します。 これより議案第 5 号 1 番と 2 番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番と 2 番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番と 2 番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問をいたします。 次に、議案第 5 号 3 番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 1 番委員の退席をお願いします。

議 長		それでは、3 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	3 番について説明します。申請人が始良市豊留在住の〇〇さんです。土地の所在が、豊留字宮ノ前〇〇番、地目が田、面積が 1084 m²と同字〇〇番、地目田、面積が 1200 m²、合計 2 筆の面積が 2284 m²です。農地区分が農用地区域内農地、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり は 10ha 以上です。よって農用地区域内農地と判断されます。転用目的が畜舎・堆肥舎・倉庫、3 棟で 1000 m²です。申請理由が、畜舎が不足しているため、申請地に建て替える計画です。資金は畜産基盤再編整備事業導入のため不要、土地改良区等の意見書はあります、被害防除計画書が添付されております。農業振興地域用途変更同時申請中です。以上です。
議 長		本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第 3 号 2 番で、21 番委員から報告済でありますので、省略します。 これより、議案第 5 号 3 番について質疑に入ります。 何かご質問はありませんか。
	委 員	「意見・質問なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、3 番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 3 番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問をいたします。
		————— 議案第 6 号 —————
議 長		次に、日程第 8 議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 先ず1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての1 番についてご説明申し上げます。譲受人が蒲生町上久徳〇〇さんでございまして、譲渡人が千葉県木更津市在住の〇〇さん、土地の所在が、船津字下宮田〇〇番〇、畑、面積は 330 m²。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外です、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり が 10ha 未満です。農地の区分は 2 種農地と判

議 長	断されます。転用目的は一般住宅、1棟で 77.01 m²でございます。申請理由が、現在借家住まいのため、当地に自己の住居を建築するため。融資資金で対応ということでございます。土地改良区等の意見書は区域外畑のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。 ただいまの説明に関連して、18 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	18 番でございます。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、船津公園から南側に隣接するところの位置でございます。造成工法は現状のまま、土留め工法は塀ブロック 1m、土羽芝張り 1.0m です。被害防除現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北は田です。雨水排水は水路放流で污水排水は合併浄化槽です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。 2 番についてご説明申し上げます。譲受人が始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございまして、譲渡人が始良市平松在住の〇〇さん、土地の所在が、平松字梅木畑〇〇番、地目田、面積が 230 m²です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農業振興地域外です、都市計画区域の地域区域の第 1 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地の区分は 3 種農地と判断されます。転用目的が宅地分譲でございます。申請理由が、申請地を取得して宅地分譲一筆分譲として利用するためです。資金については、自己資金です。土地改良区の意見書があります。被害防除計画書が添付されております。平松字梅木畑〇〇番〇・〇〇番〇計 686 m²と一体利用です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、20 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 20 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、始良駅から南に約 200m のところの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が水路、南が畑、北は水路です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に 3 番について事務局の説明を求めます。

	事務局	3 番の説明をします。参考資料が 25 ページからです。譲受人が鹿児島市本名町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が和歌山県橋本市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町 2 丁目〇〇番〇の畑 230 m²のうち 92 m²と同字〇〇番〇の畑 184 m²で合計面積が 276 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の用途が第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満であるので農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が一般住宅で、1 棟の 65.42 m²です。申請理由が現在借家住まいのため、申請地を取得して一般住宅を建築するものである。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の区域外で不要であります。被害防除計画書の添付されております。以上です。
議 長		ただ今の説明に関連し、20 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
	委 員	20 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約 200m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が畑、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長		次に、4 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	4 番の説明をします。参考資料は 29 ページからとなります。借り人が始良市加治木町反土の〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。貸人が静岡県浜松市在住の〇〇さん他 3 名でございます。土地の所在が、平松字神埼〇〇番〇の畑、面積は 182 m²です。権利内容は賃貸借です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の準工業地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満でございます。第 3 種農地と判断します。転用内容が資材置場です。申請理由として資材置場が狭くなり市内の西部方面での工事のため、資材置場として利用するため。自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域内畑のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長		ただいまの説明に関連して、18 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	18 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、県警察学校から南側に隣接するところの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が畑、南が駐車場、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査

議 長	委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、5 番について事務局の説明を求めます。 5 番の説明をします。参考資料は 34 ページからとなります。譲受人が始良市宮島町の株式会社〇〇代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市郡元在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字北村園〇〇番〇の畑、面積は 198 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の準工業地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。第 3 種農地と判断します。転用内容が宅地分譲です。申請理由として申請地は、住宅街で道路も整備されてる地域であり、住宅需要が見込まれるので申請地を宅地分譲に造成する。自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、18 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	18 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、県警察学校から南に約 200m の位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	6 番の説明をします。参考資料は 39 ページからとなります。譲受人が鹿児島市在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字七反田〇〇番〇の田、面積は 269 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。第 3 種農地と判断します。転用内容が一般住宅、1 棟 49.68 m²です。申請理由として、母親が高齢となり、実家の隣に隠居を建築する計画である。自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。隣接宅地〇〇番〇自宅より進入路を設ける。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、19 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	19 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請

議 長	地の位置としまして、建昌小学校から南に約 30m の位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が畑、宅地、南が宅地、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、7 番について事務局の説明を求めます。 7 番の説明をします。参考資料は 43 ページからです。借り人が神奈川県川崎市在住の〇〇さんでございます。貸人が蒲生町下久徳在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町下久徳字禁中〇〇番〇の畑 420 m²です。権利内容は使用貸借権の設定です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はなし、農地の広がりが 10ha 未満で第 2 種農地と判断する。転用目的が一般住宅、1 棟、63 m²です。申請理由が高齢の姉と一緒に生活する予定であるため、自宅と隣接する申請地に住宅を建築する計画です。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区は区域外のため不要、通路部分の始末書の添付があります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、19 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	19 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、下久徳いきいき交流センターから南へ約 400m の位置です。被害防除については、現況は東が道路・畑、西が宅地、南は宅地、北は水路です。申請実現の確実性は、始末書もあり、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、8 番について事務局の説明を求めます。
委 員	8 番の説明をします。参考資料が 47 ページになります。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が霧島市隼人町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字伊藤山〇〇番〇の畑 390 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第 2 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが 10ha 未満です。農地区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は窯業所の 3 棟、113.37 m²です。申請理由が当地に陶器を製作する、窯場並びに作業小屋・乾燥場の建設計画に至る。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は、区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。

議 長	ただ今の説明に関連し、20 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	20 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置はコープタウン生協の南側の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が畑、南は畑、北は里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、9 番について事務局の説明を求めます。
事務局	9 番の説明をします。参考資料は 52 ページとなっております。譲受人が東餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市西陵在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字上今別府〇〇番〇の畑 274 m ² です。権利内容が所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha 未満である。農地区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1 棟、63.76 m ² です。申請理由は、現在の借家が手狭となり、当地に自己の永住用家屋を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、20 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	20 番です。農地区分は第 3 種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、松原地区公民館から南へ約 400mの位置です。被害防除については、現況で東は宅地、西は市道、南は畑、北は市道です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。
議 長	次に、10 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10 番の説明をします。参考資料は 55 ページです。譲受人が始良市の〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が西餅田在住の〇〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、西餅田字小瀬戸〇〇番〇の畑 556 m ² と譲渡人が西餅田在住の〇〇さんで、土地の所在が、西餅田字小瀬戸〇〇番〇の畑 270 m ² のうち 4.70 m ² です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的が宅地分譲です。申請理由が本申請地に住宅用分譲用地 2 区画及

議 長	び公衆用道路を整備し販売する計画です。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要、被害防除計画書は添付されております。以上です。
委 員	ただ今の説明に関連し、19 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 19 番です。農地区分は 3 種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から北へ約 650m の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が市道、南は畑、北は畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、11 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	11 番の説明をします。参考資料は 60 ページからとなります。譲受人が始良市松原町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字楠元〇〇番〇の畑 264 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は、農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが 10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的は一般住宅、1 棟の 101.44 m²でございます。申請理由が現在賃貸住宅に居住しているが、今回、申請地に自己の用に供する住宅を建築する目的です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、18 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	18 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から西へ約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が畑、南は私道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、12 番について事務局の説明を求めます。
事務局	12 番の説明をします。参考資料は 64 ページからになります。借り人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。貸人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町小山田字釣掛〇〇番〇の畑 1167 m²

議 長	です。権利内容は使用貸借権です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha 未満である。農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は機材格納庫、1棟、85.8㎡です。申請理由が、飼料作物調整用機械を導入するに当たり申請地に格納庫を建築したい。資金計画は自己・融資資金及び補助事業で対応です。土地改良区はなしです。以上です。
委 員	ただ今の説明に関連し、22番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 22番です。申請人と貸し人は親子で一緒に畜産業を営んでおります。農地区分は第2種農地その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、加治木クレイ射撃場から東へ約300mの位置です。被害防除については、現況は東が畜舎、西が畑、南は畜舎、北は里道です。申請実現の確実性は、補助事業での機械倉庫建築のため確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、13番について事務局の説明を求めます。
事務局	13番の説明をします。参考資料は69ページになります。借り人が始良市下名在住の〇〇さんでございます。貸人が下名在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、下名字松浦〇〇番〇の田268㎡のうち44㎡です。権利内容は使用貸借権です。申請地は農業振興地域内農用地区域外で、都市計画区域の設定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha 未満である。農地区分は第2種農地と判断します。転用目的は太陽光発電所の通路です。申請理由が父より実家近くの申請地を借り、既設の太陽光発電施設の通路用地として拡張する。資金計画は現状で太陽光発電施設の通路とするため不要です。改良区等は区域外のため不要です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、21番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	21番です。農地区分は第2種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、山田小学校から南へ約700mの位置です。被害防除については、現況は東が雑種地、西が宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、すでに転用済みであり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。

		これより、議案第 6 号 1 番から 13 番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。はい 24 番委員どうぞ
	委 員	24 番です。9 ページの議案 6 号の 2 番ですが、備考欄に隣接地〇〇番〇と 一体利用となっているが、参考資料の 21 ページの地図のどの部分か示してく ださい。
	議 長	事務局お願いします。
	事務局	21 ページの地図ですが、申請地の下の方に申請地と丸で囲んであります が、その下の部分の田と記載されているところと右端に通路ありましてその通路 と 2 筆合わせて 686 m²と一体として利用するものです。
	議 長	よろしいですか。 他に質問等ありませんか
	委 員	[質問なし]
	議 長	無いようですので、ここでお諮りいたします。 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、 1 番から 13 番までについては、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮 問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	事務局	[全員挙手]
	議 長	全員賛成ですので、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処 分決定についての 1 番から 13 番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに 諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問いたします。
		————— 議案第 7 号 —————
	議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号 農地の利用目的変更願についてを議題に供し ます。 1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第 7 号農地の利用目的変更願についての 1 番について、ご説明申し 上げます。届出人が加治木町木田在住の〇〇さんです。土地の所在が加治 木町木田字東三本松〇〇番、地目は田で面積が 573 m²です。変更後の目的 が盛土をして畑に利用する。申請理由が畑として利用し野菜等を栽培するた め。以上です。
	議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、23 番委員から、調査の結果並びに補足

		説明をお願いします。
	委 員	23 番です。農地区分は第 3 種農地です。申請地の位置は、家畜保健所の北となります。現況は東が水路、西が宅地、南が宅地・畑、北が水路になっておりました。申請実現の確実性が、田として耕作が出来ないので確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議 長		次に 2 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	2 番についてご説明申し上げます。参考資料は 77 ページです。届出人が寺師在住の〇〇さんです。土地の所在が寺師字蒲牟田〇〇番、地目は田で面積が 274 m ² です。変更後の目的が盛土をして畑にして一般野菜を作る。申請理由が一般野菜を作付するため、盛土をして畑としてする。現所有者は〇〇さんですが、議案第 2 号の 3 番で同時 3 条許可申請中です。以上です。
議 長		ただいまの説明の 2 番に関連して、21 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	21 番です。農地区分は第 1 種農地です。申請地の位置は、酒のキンコーから西に約 100m のところです。造成工法としまして盛土が 2.0m です。土留め工法としまして、土羽芝張り 2.0m です。現況は東が道路・畑、西が畑、南が里道・宅地、北が畑・宅地になっておりました。申請実現の確実性が、田として耕作が困難であるため確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議 長		次に 3 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	3 番について説明を行います。参考資料は 81 ページです。届出人が小山田在住の〇〇さんです。土地の所在が加治木町小山田字春田〇〇番、地目は田で面積が 64 m ² です。同じく〇〇番、地目は畑で面積が 594 m ² 、同じく〇〇番、地目は田で面積が 1661 m ² 、同じく〇〇番〇、地目は原野で面積が 665 m ² 、同じく〇〇番、地目は原野で面積が 580 m ² 、5 筆計の 3564 m ² です。 変更後の目的が樹園地として利用する。申請理由が水不足のため耕作が出来ないため、樹園地として利用する。申請地の〇〇番と〇〇番〇と〇〇番の 3 筆の現況は田で、ここは自分で業者に依頼して畝町直しをして現況は田となっております。以上です。
議 長		ただいまの説明の 3 番に関連して、22 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	22 番です。農地区分は第 1 種農地です。申請地の位置は、竜門小学校から

議 長 委 員	東に約 600m のところす。被害防除としまして、現況は東が道路・山林、西が田、南が山林、北が道路になっておりました。申請実現の確実性が、用水不足で田の耕作が困難であるため確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。 これより、議案第 7 号 1 番から 3 番までについて、一括して質疑に入ります。ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。 「意見・質問なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番から 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 「全員挙手」
議 長 事務局	全員賛成ですので、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番から 3 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、議案第 7 号 4 番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。1 番委員の退席をお願いします。 次に 4 番について、事務局の説明を求めます。 4 番について説明を行います。参考資料は 85 ページです。届出人が豊留在住の〇〇さんです。土地の所在が豊留字小森川原〇〇番、地目は田で面積が 2948 m²です。変更後の使用目的が畑にして飼料作物を作付する。申請理由が牛の飼料が不足するため、畑に変更して飼料作物を作付する。先ほどの 4 条申請と関連する補助事業であります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明の 4 番に関連して、23 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 23 番です。農地区分は第 1 種農地です。申請地の位置は、申請人宅から南に約 200m のところす。被害防除としまして、現況は東が田、西が田、南が水路、北が道路になっておりました。申請実現の確実性が、補助事業導入に畑が必要であるため確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 7 号 4 番について質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。

委員	「意見・質問なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 4 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	「全員挙手」
議長	全員賛成ですので、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 4 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 7 号 5 番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。16 番委員の退席をお願いします。 それでは、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	5 番について説明を行います。参考資料は 89 ページです。届出人が蒲生町白男在住の〇〇さんです。土地の所在が蒲生町白男字井倉〇〇番〇、地目は田で面積が 55 m ² と同字〇〇番〇、地目は田で面積が 150 m ² と同字〇〇番〇、地目は田で面積が 488 m ² で合計 3 筆の面積が 693 m ² です。 変更後の目的が盛土をして畑にして一般野菜を作付する。申請理由が盛土をして畑にして利用する。以上です。
議長	ただいまの説明の 5 番に関連して、19 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	19 番です。農地区分は第 2 種農地です。申請地の位置は、蒲生小学校から南に約 100m のところ です。造成工法としまして、盛土が 2.0m であります。土留め工法としまして土羽芝張り 0.3m です。被害防除としまして、現況は東が宅地、西が道路、南が水路・里道、北が河川になっておりました。申請実現の確実性が、周辺に何も支障がなく確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議長	これより、議案第 7 号 5 番について質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
委員	「意見・質問なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 5 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

	ます。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 5 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ————— 議案第 8 号 —————
議 長	次に、日程第 10 議案第 8 号 農地あっせん申出 貸付希望についてを議題に供します。 1 番と 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 8 号あっせん申出(貸付希望)についてご説明致します。総会資料は、14 ページとなります。 今月申請は、2 件です。参考資料 93～94 ページになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1 番を説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字鈴野〇〇番の田の 1, 845㎡です。申請人は、蒲生町北在住の〇〇さん。希望貸付期間が 10 年・希望小作料は農業委員会一任です。 続きまして、2 番をご説明致します。内容については、貸付です。土地の所在が平加治木町木田字宮田〇〇番〇田の 2, 146㎡です。申請人は、加治木町本町在住の〇〇さん。希望貸付期間が 5 年です。希望小作料は農業委員会一任です。 以上、議案第 8 号の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。10 番委員どうぞ
委 員	毎回申請が上がってくるわけですが、隣の耕作者にお願いはされましたか、確認です。
議 長	事務局どうぞ。
事務局	小作人に対しても話はされておりますが、耕作者が返すとのことで、この土地も雑草除去の土地で、どうしても耕作してもらえないので、農業委員会にあっせんの申し出をお願いしたところです。周りの耕作者の方にお願ひし、現在のところ場所によっては耕作者もいない状況であることは伝えてあります。
議 長	11 番委員どうぞ。
委 員	2 番の土地は 1 枚なのか、また耕作者はいないのですか。

議 長	事務局	事務局どうぞ。
議 長		圃場整備で1枚になった田で、耕作者が合意解約で返された土地です。
議 長		他にありませんか。
	委 員	意見なし
議 長		よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第8号 農地あっせん申出貸付希望についての1番と2番について、 原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第8号1番と2番は原案どおり承認することに決定 いたしました。 つぎに、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっ せん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号1番は9番委員に、議案第8号2番は、11番委員をお願いし たいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願 いいたします。
		————— 議案第9号 —————
議 長		次に、日程第11 議案第9号 農地あっせん申出借受希望についてを議題 に供します。 1番と2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第9号あっせん申出(借受 希望)についてご説明致しま す。総会資料は、15ページとなります。 今月申請は、2件です。参考資料95～98ページになりますので審議の参 考にしてください。 それでは、1番をご説明致します。内容については、借り受です。申請人は、 船津在住の〇〇さんで。希望面積は、50,000㎡の田で水稻をされる予定で す。希望地区は、三叉・川北・船津地区です。借り受期間は、10年です。 続きまして、2番をご説明致します。内容については、借り受です。申請人は

議 長	蒲生町下久徳在住の〇〇さんです。現在、〇〇さんのところで農業研修中で、有機農業をされる予定であります。希望面積は、2, 000㎡の田・畑です。希望地区は、蒲生町下久徳地区です。借り受期間は、5年です。 以上、議案第9号の説明を終わります。
委 員	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。3 番委員どうぞ。
議 長	2 番の方ですが、始良の有機農業支援センターを経て私のところで研修生として働いております。3 月いっぱい研修が終わりますので、先日も蒲生町下久徳担当の 17 番委員に相談しましたが、また今回北地区でもよいということです。本人は真面目に農業に取り組んでおります。以上です。
議 長	他にありませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。
委 員	議案第 9 号 農地あっせん申出 借り受希望についての1番と2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 9 号 1 番と2 番は原案どおり承認することに決定いたしました。 つぎに、ただいま承認された議案第 9 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 9 号 1 番は、1 番委員、3 番委員、27 番委員にお願いしたいと思います 議案第 9 号 2 番は、17 番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
議 長	次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 はい事務局どうぞ
事務局	農地あっせんの経過報告書の 2 ページをお願いします。15 番、16 番、17 番は以前耕作されていた方が再度耕作するとのことで取り下げとなります。

議 長	次に 5 ページの 57 番は保留とのことです。以上で終わります。
委 員	他にありませんか。3 番委員どうぞ
議 長	23 番の〇〇さんですが、身内の田を耕作することとなり、取り下げです。
委 員	他にありませんか。
議 長	(発言なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります
事務局	次に、農用地利用集積計画 貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。 それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。11 月は、4 件が提出されております。 内容については、別紙、合意解約(11 月分)をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解よろしくをお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議 長	他にありませんか。無ければその他で何かないですか。事務局どうぞ
事務局	始良市の公売の結果報告をいたします。先月 10 月の総会の議案第 3 号買受適格証明の 3 条始良市の公売の議案がありましたが 11 月 14 日で売却の決定があり東餅田在住の〇〇さんが落札され同日付で農地法の 3 条の申請があり先月の総会で許可の決定を受けていたので許可指令書を交付しております。 次に議案第 9 号 5 条の買受適格証明同日付で売却の決定があり鹿児島市株式会社の〇〇さんが落札され同日付で農地法の 5 条の申請があり先月の総会で許可の決定を受けていたので 11 月 26 日の県農業会議にも諮問の後、許可指令書を交付する予定であります。
議 長	その他ありませんか。事務局どうぞ。
事務局	農地パトロールの件ですが遊休農地を 9 月から 10 月にかけてみていただきありがとうございました。その入力結果を B 判定が 20 数 ha、A 判定が約 60 ha 約 1400 筆ほどの非農地の確定をしなければなりません、昨年は 3 月にこの調査をしましたが、農地中間管理機構の説明がありましたが、法律が変わりまして農地法が改正されたことにより、農家台帳が法定台帳として制定されました。 4 月から手数料を取り閲覧交付等を行わなければならない方法となります。精度を上げた資料として整備しなければなりません。それぞれの農家に筆別表と遊休

	農地に関する中間管理機構の意向調査表を送らなければならないために、今年 12 月 22 日あたりに選挙人名簿を送付するのでそれと合わせて送りたいと思い準備をしていたところですが、先日、熊本農政局の方から遊休農地の実態調査に来て対応をしましたが、現地を回り確認したわけですが、現地と調査結果が合わないところがかかなり出てきてしまいました、当初の計画では今回の調査結果をもとに通知を送ろうと思っておりましたが、このまま送ってしまうと遊休農地として送ると所有者が戸惑うのではと思いますので、急ではありますが、非農地と遊休農地の確定調査を前倒しして、来週から 12 月の第 2 週までにかけて終わらせたいと思います。調査体制については委員 2～3 名と職員が 1～2 名の 3～4 名で回りしたいと思います。この人員が確保できなければ少ない人数で回りたいと考えます。委員の担当地区を事務局より連絡して他の委員も調整しながら行いたいと考えますのでよろしくお願いします。
議 長	ご苦労様でした。農家台帳が法定台帳に移行する件と確定調査の協力依頼がありましたが皆様方から質問はありませんか。9 番委員どうぞ。
委 員	アグリタイヨーの件ですが、地権者から聞かれたわけですが、解体がいつごろになるのか聞かれたが多分明けてからになるだろうと答えたのですが、地権者は来年の田植えに間に合うのか心配をしている状況です。何か情報がありましたらお知らせください。
議 長	事務局どうぞ。
事務局	アグリタイヨーの報告をします。11 月 25 日地権者を対象にしました第 2 回目の説明会を行うことになっておりまして、内容については、事業継承の企業をさがしたが見つからなかった、形としては 12 月 25 日の日に撤退の意思表示をしたいとその後会社の方は清算に入るといような内容の説明をしたいとのことでした。具体的には聞いていないわけですが当初 20 年の契約で事業を進めているわけですが、4 年 5 年の間でとん挫したわけでそれなりの補償はさせていただきたいという旨の話はございました。ただ具体的に出来るのが 25 日の地権者への説明会のあった後からでないと公表が出来ないのでこの場での詳細については控えさせていただきたいと思います。12 月の総会では細かな報告が出来るといいますのでしばらくお待ちください。おそらく 12 月をもって撤退というのは会社の方針で決まっておりますので、あとは細かな解体の時期と原形復旧とかはその席で説明があらうかと思ひます。以上です。
議 長	よろしいですか。他にありませんか。 次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、12 月 10 日水曜日に、 総会は、12 月 15 日月曜日に開催予定でよろしいですか。 現地調査委員は、 1 班を、24 番委員、25 番委員、26 番委員に、

議 長 委 員	2 班を、1 番委員、2 番委員、3 番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。 以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。 「発言なし」
議 長 事務局	事務局からはありませんか。 ○ 前田委員功労者表彰について報告 ○ 農業新聞普及推進について報告 ○ 始良市都市計画審議会委員の推薦について報告 ○ 秋祭りの説明
議 長 事務局	他に何かありませんか。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成 26 年度第 8 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 「閉会」 姿勢を正してください。
	一同礼。

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員